

緊急学習会

解釈変更で集団的自衛権は認められるか？

元内閣法制局長官語る！

■日時

5月15日(木) 18時30分開会

■場所

エポックなかはら7階大会議室

■講師

阪田雅裕 元内閣法制局長官

■対談

岩村智文 弁護士

日弁連秘密保護法対策本部副部長

■参加費

一般500円 学生300円

日本は、「憲法9条の下では、集団的自衛権は行使できない。自衛隊は海外で戦争をできない。」との立場をとってきました。

安倍政権は、憲法解釈の変更により、この原則を変えようとしています。政府の憲法解釈の変更だけで、国の運命を変える決断をすることができるのかが、問われています。

政府の中で「法の番人」として権力行使の憲法適合性を守ってきた内閣法制局の元長官の阪田雅弘さんに講演をいただき、その後、岩村智文弁護士と対談をします。ご期待下さい。

●主催 秘密保護法廃止を目指す川崎の会

TEL：044-211-0121

(川崎合同法律事務所 川岸宛)

E-mail：kawagishi@kawagou.org



【講師プロフィール】

1966年東京大学法学部卒業。大蔵省入省。在ロアンセルス総領事館領事、内閣法制局参事官などを経て、2004年8月から2006年9月まで内閣法制局長官を務める。著書に『「法の番人」内閣法制局の矜持—解釈改憲が許されない理由—』（大月書店）

